

□議員名：笹木 慶之

1 都市計画マスタープランについて

論点	市政誕生 10 周年を迎え、将来都市像を目指した都市づくりの計画と現状を照らし、分析と評価が重要であり、社会経済情勢の変化と時代の要請に即応した適切な対応も必要である。これらのことを踏まえ全体構想及び地域別構想の実現の成果と課題について伺う。
回答	策定当時、課題として① J R 小野田駅、J R 厚狭駅、公園通り、埴生漁港などの周辺に分散している市街地間の連携と市街地内の集約化②身近な生活基盤施設の整備改善③活力、賑わいを育む土地利用、施設整備があった。国、県とも連携し、小野田湾岸道路の開通など市街地間を結ぶ幹線道路の整備を進めた。また、市街地内の集約化として、厚狭地区、埴生地区の公共施設再編や厚狭駅及び小野田駅周辺での未利用地の活用に取り組んでいる。まちづくりは、長期間、継続的に取り組むものであり、課題解消に向けた施策の推進に加え社会経済情勢の変化による見直しも必要と考える。

論点	長期的な取組が必要なことは承知しているが、地方創生、地域の活性化に繋がるものなど、天の時として急ぐべきものはないか
回答	必要に応じ実施計画で捉え、財政計画等と整合を図り取り組む。

論点	基本計画から実施計画へ具現化される際もっと早く明らかにすべきでは。そのことにより予算化等手続きが順調にいくと思う。実施計画の策定は複数年で毎年ローリングが必要と思うがこれらの対応について伺う。
回答	様々な条件が整った段階で3年間の計画とし、毎年ローリングしている。現段階では、基本計画達成に係わる貢献度の検証が不十分であり是正する。

論点	市の構想にある厚狭、小野田両駅の南北通路は、長年具体的対応がない。厚狭駅周辺のコンパクトシティー、小野田駅前土地区画整備事業の事業化における位置づけは。市の核である地域のインフラ整
----	--

	備として事業化すべきではないか。
回答	厚狭駅の自由通路、小野田駅の橋上化については、それぞれ事業化を含んだ計画となっていない。絶えず議論はしているがどちらも事業費が大きいので、まず人口定住の促進事業を整備し事業化できる条件を整えることに集中したい。

論点	市内の人口及び世帯数の現状として、厚狭地区、高千帆地区に微増がみられる。公共としてそのことを誘導する政策としてもインフラ整備が必要と思う。小野田高校、サビエル高校の生徒さんも多くの方が駅を利用している。また、機能をなくし売却に出ている旧労働基準監督署は場所的にも将来必要と思うがどうか。
回答	小野田駅の南北をつなぐ方法として橋上化については計画を立てたことはありJRには話はしているが、費用負担の問題等も含め実現化の感触にない。汽車通生徒は、小野田高校170名、サビエル高校124名おり、北乗降口の希望があることもJRに伝えている。旧労働基準監督署については、地方創生ということもあり、いろいろな観点から施設の有効活用等考えており大きなイメージの中での検討の1つにはある。

2 空き家等の適正管理について

論点	一部条例の施行が留保されていた空き家対策特別措置法は本年5月26日完全施行され、倒壊などの危険があったり、景観を著しく損なったりといった問題のある特定空き家を市町村が定め、所有者に撤去や修繕を指導、勧告、命令できることとなった。勧告を受けた物件は、固定資産税の優遇措置が解除、行政代執行による強制撤去の規定も盛り込まれた。本市はすでに空き家等の適正管理に関する条例を施行し、この対策に取り組んでいるが実態把握の体制、取り組みの実績について伺う。
回答	市民からの情報提供のあった空き家を調査し、条例の対象となる管理不全な空き家であれば所有者に対し必要な措置について助言または指導を行っている。状況に応じ勧告、命令さらには行政代執行を行うことができるよう規定しているが、現在の対応は可能な限り行

	政指導による解決に努めている。
--	-----------------

論点	不完全な状態である特定空き家にならない対策がもっと必要ではないか。また、なぜ空き家バンクを活用しないのか伺う。
回答	管理不全な状態になる前の空き家対策は、空き家バンクの件も含めて残念ながら手づかずの状態であり今後検討していく必要がある。

3 鳥獣被害防止のための電気さく施設の安全確保について

論点	農林水産省は危険を知らせる表示をしていないなど法令違反の疑いのある動物除け電気さくが全国で約7,900か所あると緊急結果報告を発表した。これは静岡県で7月に起きた悲惨な事故を受けたものであるが、本市の危険施設の把握と対応及び危険性の周知の取り組みについて伺う。
回答	補助金を交付して設置した電気柵施設については、すべて設置完了時において必要な安全策を確認している。個人で設置されたものは把握できていない。電気柵の自作や既製品の改良などによってすべての電気さくが安全とは言い切れないし、購入先も多様で直接の指導は難しい現状である。電気柵の安全確保や危険性についてはパンフレット、市広報、自治会回覧および市ホームページなどにより設置者及び市民の皆様に注意喚起と周知を行った。